

目 次

共済組合

1 組合員資格

(1) 組合員資格の得喪等	1
(2) 被扶養者の認定・取消等	7
(3) 国民年金第3号被保険者	21

1 組合員資格

(1) 組合員資格の得喪等

① 組合員の範囲

- ア 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員及び職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- イ 組合役職員
- ウ 任意継続組合員

◎ 教育委員会任命による市職員である学校用務員又は学校給食調理員は、次に掲げるところの組合の組合員となる。

○兼務することの辞令が出されている場合は、当該市の職員が組織する組合に帰属する。

(辞 令)

〇〇市教育委員会作業員に任命する。

教職員課用務員（又は給食調理員）を命ずる。

兼ねて〇〇市立小学校用務員（又は〇〇市立小学校給食調理員）を命ずる。

○公立学校共済組合に帰属する。

(辞 令)

〇〇市教育委員会作業員を命ずる。

〇〇市立小学校用務員（又は〇〇小学校給食調理員）を命ずる。

② 組合員の種別

- ア 一般組合員 船員一般組合員及び任意継続組合員以外の組合員
- イ 船員一般組合員 船員保険の被保険者である組合員
- ウ 任意継続組合員 退職後、申出により引き続き短期給付を受け、福祉事業の一部を利用することができる組合員

③ 組合員資格の得喪

- ア 職員（常時勤務に服することを要する地方公務員※）となった日から組合員の資格を取得します。
- イ 死亡又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。
- ウ 組合員が他の共済組合の職員となったときは、その日から組合員の資格を喪失し、異動先の共済組合の組合員資格を取得することになります。ただし、公立学校の教職員として、他の都道府県の教育委員会等へ異動をした場合は、単に公立学校共済組合各支部間の異動となり、組合員資格に変更はありません。

※常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 12 月を超えるに至った者も含む。

④ 組合員証

組合員証は、組合員及びその被扶養者の資格を証明するものであり、「病気、けが」により医師の診療を受けるときなどに必要なものですから、大切に保管しておく必要があります。

組合員の資格を取得したものは、様式第 2-1 号組合員・船員組合員資格取得届書及び必要書類を、遅滞なく所属所長を経て共済組合に提出し、組合員証の交付を受けてください。

⑤ 組合員資格の得喪等に関する提出書類

ア 組合員になったとき（資格取得）

届出事項	提出書類
新規採用 （ ・常勤職員 ・常勤的非常勤職員(※1) ・臨時的任用職員(※2) ・会計年度任用職員(フルタイム)(※3) ）	・組合員・船員組合員資格取得届書（様式第2-1号） ・年金加入期間等報告書（様式第2-10号） ・基礎年金番号が確認できるもの（※5） ・個人番号記入様式（組合員用） ・辞令の写し（市町村費職員及び高知県公立大学法人の教職員のみ） ・労働(雇用)条件が確認できる書類の写し（常勤的非常勤職員及び会計年度任用職員(フルタイム)のみ） ・被扶養者がある場合は、被扶養者認定申告書、住民票、個人番号記入様式（被扶養者用）等(※6)
他共済（※4）からの転入	・組合員・船員組合員資格取得届書（様式第2-1号） ・年金加入期間等報告書（様式第2-10号） ・基礎年金番号が確認できるもの（※5） ・組合員転入届書（様式第2-13号） ・個人番号記入様式（組合員用） ・辞令の写し（市町村費職員及び高知県公立大学法人の教職員のみ） ・被扶養者がある場合は、被扶養者認定申告書、異動前の共済組合の組合員証・被扶養者証の写し、住民票、個人番号記入様式（被扶養者用）等(※6)
他支部からの異動	・組合員・船員組合員資格取得届書（様式第2-1号） ・基礎年金番号が確認できるもの（※5） ・前支部の組合員証（被扶養者証も含む。） ・個人番号記入様式（組合員用） ・被扶養者がある場合は、被扶養者認定申告書、異動前の支部の被扶養者証の写し、住民票、個人番号記入様式（被扶養者用）等(※6)

※1 常勤的非常勤とは常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者をいいます。

※2 臨時的任用職員とは、常時勤務を要する職員に欠員を生じた場合において、「緊急のとき」、「臨時の職に関するとき」又は「採用候補者名簿がないとき」のいずれかに該当するときに行われるものであり、これにより任用された職員をいいます。

※3 会計年度任用職員（フルタイム）とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職で、次の①～③の要件に該当するものをいいます。

①任用が事実上継続していると認められる場合において、②常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、③その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※4 他共済とは、地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等です。

※5 基礎年金番号が確認できるものとして、基礎年金番号通知書の写しや年金手帳（青色）の写し等があります。基礎年金番号を確認する書類の交付は最寄の年金事務所へお問い合わせください。

※6 資格取得の際、新たに家族を扶養に入れる場合は、被扶養者の認定手续が必要です。（P7～）

個人番号記入様式（組合員用）の提出方法は次のページをご確認ください。

【個人番号（マイナンバー）の提出方法】

※提出方法はAパターン、Bパターンのどちらかを選択してください。

《Aパターン》

Aパターンの概要

当支部が定めた様式と番号法に基づく本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）を**すべて**共済組合へ提出する方法（所属所事務担当者が組合員の本人確認を実施しない提出方法）

Aパターンの提出書類

《組合員》次の①～③の書類を**すべて**提出してください。

	提出書類	根拠等
①	『個人番号記入様式（組合員用）』 ※②により番号の確認はできますが、本人からの申告が必要なため様式の省略はできません。	・地方公務員等共済組合法施行規程第93条、176条
② （番号確認書類）	次のうちいずれか1つを提出してください。 ・個人番号カードの写し（※1） ・個人番号通知カードの写し（※2） ・個人番号が記載された住民票	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第16条 （※1）個人番号の記載された本人の顔写真入りのカード（本人の申請により市町村から交付されるもの）
③ （身元確認書類）	次のうちいずれか1つを提出してください。 （②で個人番号カードの写しを提出する場合は省略可） ・運転免許証の写し ・運転経歴証明書の写し ・旅券（パスポート）の写し ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・在留カードの写し ・特別永住者証明書の写し ※顔写真、氏名、生年月日及び住所の記載がある箇所が必要です。 ※提出が困難な場合は共済組合まで連絡してください。	（※2）市町村から簡易書留で郵送されてくる個人番号が記載された通知カード

Aパターンの提出方法

手順1：組合員が①～③の提出書類をすべて、任意の封筒に入れ、封筒の表に「マイナンバー在中」と記入し、**必ず封をしてください。**

手順2：手順1の封筒を組合員（船員組合員）資格取得届書に**ホッチキス止めしてください。**

手順3：手順2の書類とその他の資格取得に必要な書類を併せて当共済組合へ提出してください。

※当共済組合への送付方法について、指定はありませんが、情報漏えいのリスクや安全性にご配慮願います。

Aパターンの留意事項

- 個人番号の提出書類は共済組合で内容を確認しますので、所属所において封入物の確認は行わないでください。また、封がされていない場合は、必ず封をしてください。
- 個人番号の提出書類は所属所で控え（写し等）を残さないでください。
- 個人番号の提出書類が封入された封筒の表に『マイナンバー在中』と記載がない場合は記入するよう組合員へご指導ください。
- 個人番号の提出書類が封入された封筒は組合員（船員組合員）資格取得届書に必ずホッチキス止めし、外れないようにして提出してください。
- 個人番号に係る提出書類に原本証明は必要ありません。
- 組合員の資格取得及び被扶養者の認定を同時に行う場合は個人番号に係る提出書類を同一の封筒に封入していただいても構いません。

共済組合における本人確認書類の取扱い

Aパターンにより組合員から提出された本人確認書類（個人番号確認書類及び身元確認書類）については、当共済組合において個人番号を管理するシステムに個人番号を登録後、速やかに廃棄します。

《Bパターン》

Bパターンの概要

当支部が定めた様式のみを共済組合へ提出する方法
(所属所事務担当者が本人確認（番号確認及び身元確認）を実施する提出方法)

Bパターンの提出書類

	提出書類	番号確認及び身元確認方法等	根拠等
組合員	個人番号記入様式 (組合員用)	次のいずれかの番号確認書類を組合員が所属所事務担当者に対面で提示し、様式と照合 ・個人番号カード（※1） ・個人番号通知カード（※2） ・個人番号が記載された住民票 ※対面で提示することにより身元確認とする	・地方公務員等共済組合法施行規程第93、94条 ・番号法第14条、16条 (※1) 個人番号の記載された本人の顔写真入りのカード（本人の申請により市町村から交付されるもの） (※2) 市町村から簡易書留で郵送されてくる個人番号が記載された通知カード

Bパターンの提出方法

手順1：所属所事務担当者は組合員と対面のうえ、「個人番号記入様式（組合員用）」及び番号確認書類のうちいずれか1つを提示してもらってください。

※組合員と対面のうえ番号確認書類の提示を受けられない場合は身元確認が完了しませんので、Aパターンにより提出してください。

手順2：「個人番号記入様式（組合員用）」と番号確認書類を照合し、様式への記入誤りがないか確認してください。確認後、番号確認書類は速やかに組合員へ返却してください。

手順 3 : 「個人番号記入様式（組合員用）」の表面『B パターン』欄に番号確認を実施した方が、**記入、押印（認印可）してください。**

※**手順 1～3 は、組合員の本人確認（番号確認及び身元確認）時のみ実施してください。**

手順 4 : 「個人番号記入様式（組合員用）」を任意の封筒に入れ、封筒の表に**「マイナンバー在中」と記入し、必ず封をしてください。**

手順 5 : 手順 4 の封筒を組合員（船員組合員）資格取得届書に**「ホッチキス止めしてください。」**

手順 6 : 手順 5 の書類とその他資格取得に必要な書類を併せて当共済組合へ提出してください。

※当共済組合への送付方法について、指定はありませんが、情報漏えいのリスクや安全性にご配慮願います。

B パターンの留意事項

- 個人番号の提出書類は所属所で控え（写し等）を残さないでください。
- 所属所における個人番号確認は組合員についてのみ実施してください。また、封がされていない場合は、必ず封をしてください。
- 個人番号の提出書類が封入された封筒の表に『マイナンバー在中』と記載がない場合は記入するよう組合員へご指導ください。
- 個人番号の提出書類が封入された封筒は組合員（船員組合員）資格取得届に必ずホッチキス止めし、外れないようにして提出してください。

【個人番号（マイナンバー）の利用目的】

当共済組合は番号法別表第 1 の 24 の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び 39 の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために利用します。

【番号確認書類の交付等について】

個人番号通知カードの再交付（平成 29 年 2 月 22 日時点、高知市の場合で（再）交付までに約 3 週間要します。）については、お住まいの市町村役場へお問い合わせください。また、発行手数料は発生しますが、個人番号は**住民票**でも確認できます。

※**住民票（個人番号記載）の交付を希望する場合は必ず『個人番号入りの住民票』と申し出てください。**また、市町村役場担当者から**住民票（個人番号記載）の利用目的を尋ねられた際は『健康保険証交付申請のため』と申し出てください。**

※出生した子等に係る個人番号はお住まいの市町村役場に出生等の届出をしてから 1 週間程度で**住民票上**で確認できるようになります。

イ 組合員でなくなったとき（資格喪失）

届出事項	提出書類
組合員資格の喪失 （退職・死亡）	・ 組合員・船員組合員資格喪失届書（様式第 2-2 号）※所属所で作成 ・ 組合員証（被扶養者証等共済組合が交付したすべての証を含む。） ・ 任意継続組合員申出書（任意継続組合員制度に加入する場合） ・ 資格喪失証明書交付申請書（必要な場合）（様式第 2-8 号）
他共済※へ転出 （私学共済は退職となります。）	・ 組合員・船員組合員資格喪失届書（様式第 2-2 号） ・ 組合員証（被扶養者証等共済組合が交付したすべての証を含む。） ・ 組合員転出届書（様式第 2-14 号）
他支部への異動	・ 組合員・船員組合員資格喪失届書（様式第 2-2 号） ※ 他支部へ異動した場合、組合員証（被扶養者証も含む。）は転出先の支部へ提出してください。

※他共済とは、地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等です。

⑥ その他の組合員証等に関する提出書類

届出事項	提出書類
組合員の 氏名・住所・生年月日等の 訂正・変更	・ 記載事項等変更申告書（組合員）（様式第 2-4 号） ・ 組合員証（氏名・性別・生年月日の変更の場合のみ） ※表面の印字内容（氏名・性別・生年月日）を変更する場合のみ組合員証等（被扶養者証等共済組合が交付したすべての証を含む。）を提出してください。 <u>住所変更の場合は組合員証の提出は不要です。</u>
被扶養者の氏名・生年月日 等の訂正・変更	・ 記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第 2-5 号） ・ 被扶養者証（氏名・性別・生年月日の変更の場合のみ） ※表面の印字内容（氏名・性別・生年月日）を変更する場合のみ被扶養者証（共済組合が交付した当該被扶養者に係るすべての証を含む。）を提出してください。
短期給付振込口座の変更	・ 記載事項等変更申告書（組合員）（様式第 2-4 号）
組合員証・被扶養者証の 再交付をするとき	・ 再交付申請書（様式第 2-6 号） ※再交付後、紛失した組合員証等を発見したときは、共済組合へ返納してください。
組合員証・被扶養者証を 紛失したとき	・ 組合員証等紛失届書（様式第 2-7 号） ※再交付が必要な場合は、「再交付申請書（様式第 2-6 号）」を提出してください。その場合、「組合員証等紛失届書」の提出は必要ありません。
資格喪失証明書の交付を 希望するとき	・ 資格喪失証明書交付申請書（様式第 2-8 号）

⑦ 被扶養者の住所変更手続時の提出書類について

届出事項	提出書類
日本国内に住所がある(住民票がある)被扶養者が 組合員と別居（国内）した場合	記載事項等変更申告書(被扶養者) (様式第 2-5 号)
日本国内に住所がある(住民票がある)被扶養者が 別居（国内）の住所を変更した場合	
日本国内に住所がある(住民票がある)被扶養者が 組合員と別居（国外）を開始した場合	
日本国内住所がない(住民票がない)被扶養者が、組合員と 別居（国外）をし、国内居住要件の例外に該当する場合	記載事項等変更申告書(被扶養者) (様式第 2-5 号) 及び添付書類 (P9)

⑧ 組合員証等の検認（資格確認）

共済組合は、主務大臣の定めるところにより組合員証等の検認又は更新をすることになっており、検認又は更新を受けない組合員証等は無効となります。

(2) 被扶養者の認定・取消等

①被扶養者の範囲

被扶養者とは、ア 組合員と一定の身分関係にあり、イ 主として組合員の収入によって生計を維持している者であって、ウ 国内居住要件を満たしているものをいいます。

ア 組合員と一定の身分関係にある者

- a 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹兄弟
- b 組合員と同一世帯に属する次の者
 - I a に掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等）
 - II 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

イ 主として組合員の収入によって生計を維持している者で、次に掲げる以外の者

- a その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- b 組合員が他の者と協同して扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
- c 年額 130 万円以上の所得がある者（ただし、60 歳以上の公的年金受給者または障害を支給事由とする公的年金受給者にあつては 180 万円以上の所得がある者）

【生計維持関係の認定】

「主として組合員の収入により生計を維持している者」とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の質の主要なる部分を得ている者であり、認定に係る取扱い、地方公務員等共済組合法施行令第 3 条の規定に基づき、同法運用方針第 2 条関係第 1 項第 2 号にその基準が定められています。

《組合員と同居の場合》

金銭的な面での扶養のみでなく、精神的な面での扶養も考えられるため、原則として、組合員が主たる扶養者であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。

《組合員と別居の場合》

組合員が別居中の者を送金により扶養していることが考えられますが、「主として組合員の収入により生計を維持する者」というためには、少なくとも、その者の生計費の大部分が組合員の収入によって支えられていることが必要であると解されます。そのため、**原則として、組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の 1/3 以上であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。**

○別居時の送金額の考え方の例

被扶養者の収入：年間 120 万円

組合員からの送金額：年間 90 万円

(被扶養者) 120 万円 + (送金額) 90 万円 = 210 万円 (被扶養者の総収入)

210 万円 × 1/3 = 70 万円・・・組合員の送金額は 70 万円以上であるため認定基準額を満たしている。

- ウ 国内居住要件を満たしているもの
- a 日本国内に住所を有するもの（住民票があるもの）
 - b 日本国内に住所を有しない（住民票がない）が、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる以下次の者（国内居住要件の例外のもの）
 - I 外国において留学をする学生
 - II 外国に赴任する組合員同行する者
 - III 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - IV 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、IIに掲げる者と同等と認められるもの
 - V 上記 I～IVに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

② 被扶養者認定基準額について

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者 又は若くても障害年金受給者
年金・恩給（注1） 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病 手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・ 年金・恩給（注2）等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満

ア 所得とは

被扶養者の認定時における所得とは所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者の認定申告時以降における**恒常的な収入（税控除前）の総額**をいい、給与収入、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（生命保険契約に基づくもの及び貯蓄型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）

ただし、事業所得、不動産所得等については、必要経費（エ参照）を控除した額となります。

イ 恒常的な収入とは

3か月を超える期間継続して得られる収入のことを言います。

ウ 認定基準額の見方

収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

（例）

年金（注1）収入のみの場合	⇒ 年額	で判断します。
年金と給与（月給）収入（注2）の場合	⇒ 月額	で判断します。
失業給付のみの場合	⇒ 日額	で判断します。

エ 事業所得等における必要経費

必要経費として認められないものであっても、業種、必要経費の内容により（一部）認められる場合があります。ただし、客観的に必要経費として認められる根拠書類等の提出が必ず必要になります。（次参照）

【一般用（事業所得・不動産所得等）】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工事	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	×
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	×

③ 被扶養者の国内居住要件について

令和2年4月から被扶養者の認定要件に、国内居住要件が追加されました。住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

ただし、下表a～eの者については、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者（一時的な海外渡航である者）で、かつ渡航目的が就労でない者と定められており、日本国内に住所がない（住民票がない）としても、添付書類等を提出することで、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外（国内居住要件を満たすもの）として取り扱います。

【国内居住要件の例外該当事由及び添付書類】

日本国内に住所がない被扶養者の認定または住所変更の際、下表の事由に該当する添付書類（**原本証明不要**）を申告書と併せて提出してください。

例外該当事由	添付書類
a 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
b 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
c 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
d 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、bと同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
e aからdまでに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

※外国語で作成された添付書類の場合、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

④ 被扶養者の認定

《認定に係る届出》

組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合、又は新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合は、共済組合に届け出ることとされています。被扶養者認定（種別切替）・取消申告書に必要書類を添付して提出してください。

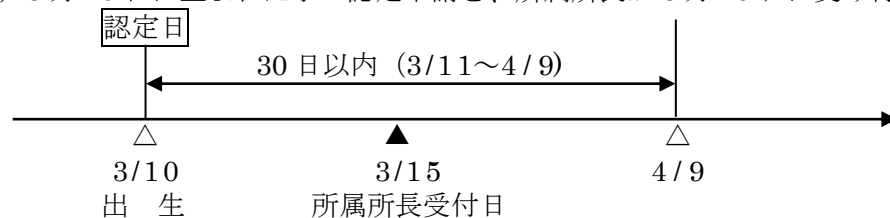
ア 被扶養者の認定日

被扶養者の要件を備えた日から 30 日以内に所属所長を通じて申請すると、その日から認定となります。しかし、30 日を過ぎて申請すると、所属所長の受付日（※）からの認定となり、要件を備えた日までは遡りません。

被扶養者に対する共済組合の給付は認定日から行いますので、**30 日以内の申請にご注意ください。**（※被扶養者認定（種別切替）・取消申告書の「所属所受付印」欄の日付を所属所長受付日とみなしますので、この欄は必ず押印してください。）

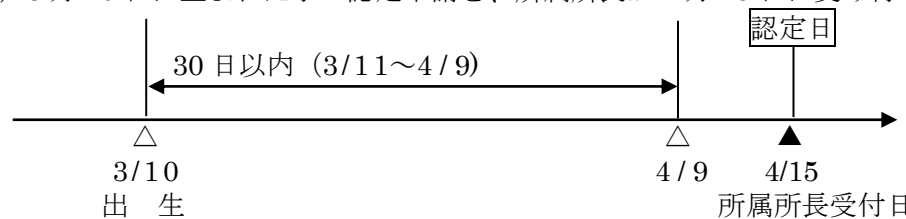
《30 日以内の届出》

例 1) 3 月 10 日に生まれた子の認定申請を、所属所長が 3 月 15 日に受け付けた場合



出生日から 30 日以内の届出のため、3 月 10 日（出生日）から認定

例 2) 3 月 10 日に生まれた子の認定申請を、所属所長が 4 月 15 日に受け付けた場合



出生日から 30 日を過ぎて届出のため、4 月 15 日（所属所長受付日）から認定
※出生の場合、30 日の起算日は出生日（被扶養者の要件を備えた日）の翌日

イ 認定の種類

一般認定・・・ 高知県給与条例上又はこれに準じた所得確認等の実施により扶養親族として認定されている者（扶養手当対象者）

特別認定・・・ 一般認定以外の者

ウ 夫婦が共同して扶養している場合の被扶養者認定

a 組合員に扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定します。

b a 以外の場合、次のⅠ～Ⅱに該当する場合には被扶養者認定申告書を提出した組合員の被扶養者として認定します。

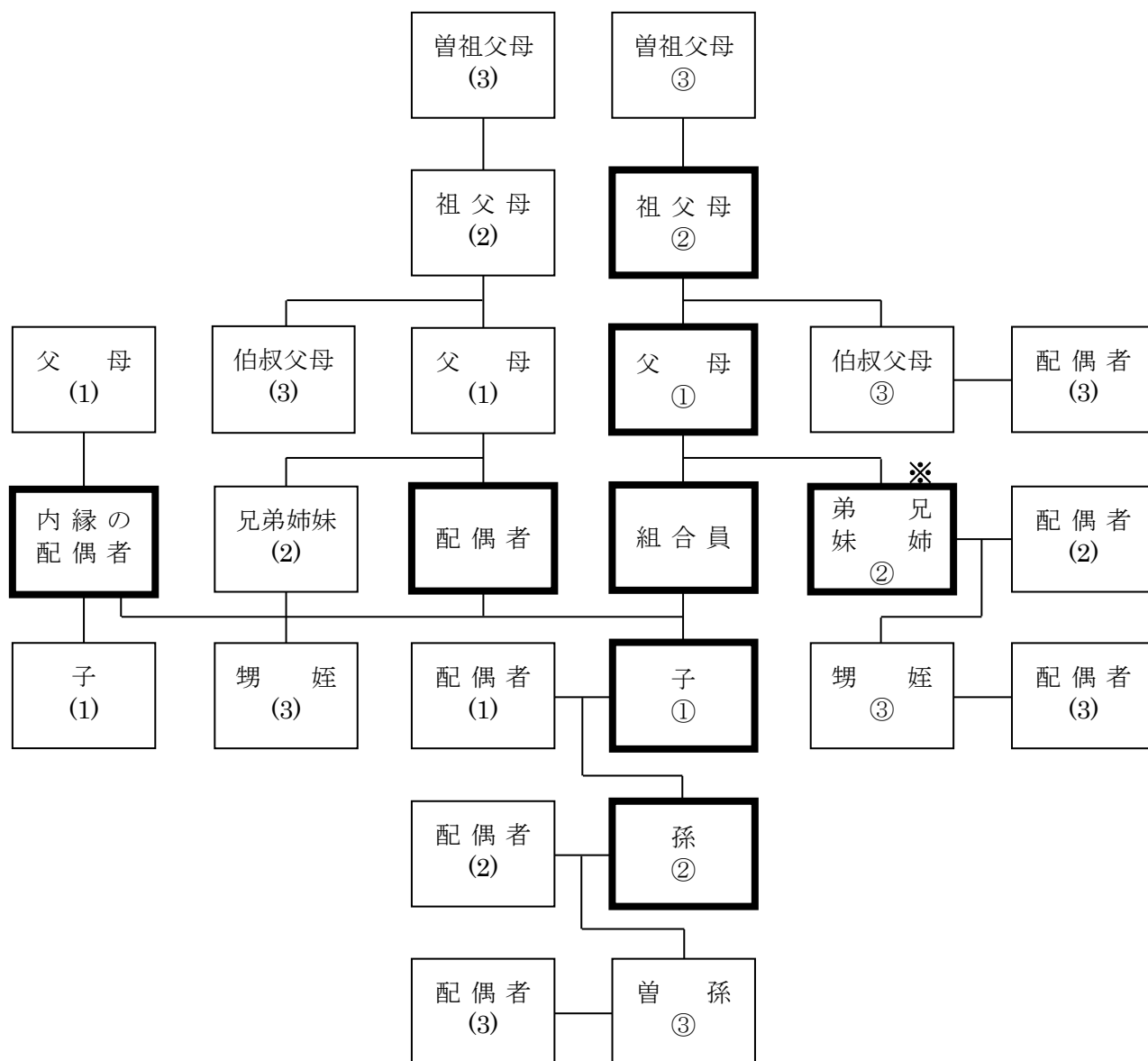
Ⅰ 夫婦の年間収入を比較し、組合員の年間収入が配偶者の年間収入より多いとき

Ⅱ 夫婦双方の年間収入の差額が多い方の年間収入に対する割合が、1 割以内であるとき

エ 夫婦とも公立学校共済組合の組合員で、扶養手当を受給していないときは、所得比較することなく、被扶養者認定申告書を提出した組合員を主たる生計維持者とし、その者の被扶養者として認定します。

オ 組合員の育児休業により生計維持者に変更があった場合でも、子の扶養換えや被扶養者認定取消等は不要です。

⑤ 三親等内の親族表



主として組合員の収入によって生活しているもので

■印は、別居の場合も認められますが、□印は、組合員と同居に限り認められる被扶養者を示します。

○印は、血族（組合員の系統）

()印は、姻族（配偶者の系統）

○、() 内の数字は、親等数を示します。

※平成 28 年 10 月 1 日より、兄弟の同一世帯要件が廃止されました。

⑥ 被扶養者認定及び取消申告提出書類一覧

ア 一般認定（高知県給与条例上又はこれに準じた所得確認を実施した扶養手当の対象となる場合）

必須提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	・様式第 2-9 号
○ 個人番号記入様式（被扶養者用）	・個人番号（マイナンバー）を届出てください。 ・提出方法（「P16」）を必ずご確認ください。
○ 住民票 （R2.4.1 より必須書類）	・国内居住要件確認のため ・国内居住要件の例外(住民票がない)の場合は、添付書類が必要です。（「P9」をご確認ください。）
○ 戸籍謄（抄）本又は住民票 （発行から 3 ヶ月以内のもの）	・組合員との続柄の確認のため ・配偶者・子のみ→【必須書類】の住民票で続柄が確認できる場合は戸籍抄本不要。 ・配偶者・子以外→組合員との続柄の確認ができる戸籍謄(抄)本が必要。 ・父母の場合は、戸籍謄本と <u>除籍者も含む戸籍謄本(改正原戸籍)</u> を提出してください。
○ 市区町村長発行の最新の所得証明書 （発行から 3 ヶ月以内のもの）	・義務教育終了前の内容である場合は不要 ・父母の認定の場合は父母ともに必要
○ 資格要件を備えた年月日及びその理由がわかるもの	・退職辞令の写し等 （他の書類で確認できる場合は省略可）
被扶養者が該当する書類を提出してください	備考
《20 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合》 ○ 基礎年金番号が確認できる書類の写し	（例）基礎年金番号通知書等
《配偶者・子以外の場合》 ○ 他の扶養義務者の扶養していない旨の申立書	・任意の用紙に作成 （例）母認定⇒父、兄弟姉妹が作成
《別居している場合》 ○ 送金に関する申立書	・様式第 2-17 号 ・配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書（様式第 2-12）』でも可
《給与・工賃等の収入がある方》 ○ 給与支給証明書	・様式第 2-15 号又は様式第 2-16 号 （認定日から向こう 1 年分のすべての給与等の見込み、社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの）
《事業所得、不動産所得等がある方》 ○ 確定申告書及び収入内訳書等	・税務署の受理日があるもの ・インターネットで申告した場合は受付結果等の受信通知を添付
《公的・個人年金を受給している方》 ○ 最新の年金額が確認できるもの	（例）年金改定通知書、年金振込通知書等
《公的・個人年金を受給していない方（60 歳以上の方に限る。）》 ○ 年金等を受給していない旨の申立書	・任意の用紙に作成（宛名（公立学校共済組合高知支部長）日付、組合員証番号、被扶養者氏名、押印必須）
前に職のあった者は、 ○雇用保険の適用が <u>無い</u> 場合－元勤務先の離職証明書（雇用保険が無い旨が明記されているもの） ○雇用保険の適用が <u>有る</u> 場合－雇用保険受給資格者証の表裏の写し ○雇用保険の適用が <u>有るが受給をしない場合</u> －離職票 1、2 の写し及び雇用保険を受給しない旨の申立書	・雇用保険受給資格者証は両面に印字がされたものが必要です。基本日額、給付制限期間等が印字された時点で提出していただいても構いませんが、この場合、後で（第 3 面）欄に給付制限期間等が印字されたものを提出していただきます。

※ 戸籍謄（抄）本、住民票及び市町村長の所得証明書の写しを提出する場合は原本証明必須（その他の書類の写しへは原則として原本証明不要。ただし、当共済組合において原本証明が必要と判断する書類については別途依頼します。）

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがありますのでご了承ください

イ 特別認定（一般認定以外の場合）

必須提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	・ 様式第 2-9 号
○ 個人番号記入様式（被扶養者用）	・ 個人番号（マイナンバー）を届出てください。 ・ 提出方法（「P16」）を必ずご確認ください。
○ 住民票 （R2.4.1 より必須書類）	・ 国内居住要件確認のため ・ 国内居住要件の例外(住民票がない)の場合は、添付書類が必要です。（「P9」をご確認ください。）
○ 戸籍謄（抄）本又は住民票 （発行から 3 ヶ月以内のもの）	・ 組合員との続柄の確認のため ・ 配偶者・子のみ→【必須書類】の住民票で続柄が確認できる場合は戸籍抄本不要。 ・ 配偶者・子以外→組合員との続柄の確認ができる戸籍謄(抄)本が必要。 ・ 父母の場合は、戸籍謄本と <u>除籍者も含む戸籍謄本(改正原戸籍)</u> を提出してください。
○ 市区町村長発行の最新の所得証明書 （発行から 3 ヶ月以内のもの）	・ 義務教育終了前の内容である場合は不要 ・ 父母の認定の場合は父母ともに必要
○ 資格要件を備えた年月日及びその理由がわかるもの	・ 退職辞令の写し等 （他の書類で確認できる場合は省略可）
被扶養者が該当する書類を提出してください	備考
《20 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合》 ○ 基礎年金番号が確認できる書類の写し	（例）基礎年金番号通知書等
《子を認定する場合で組合員の配偶者が被扶養者でないとき》 ○ 組合員の配偶者の所得証明書	・ 組合員の配偶者が公立学校共済組合員の場合は申告書の余白部分に勤務先と氏名を明記し、添付不要 ・ 配偶者を有さないときは余白にその旨を記載し、添付不要
《配偶者・子以外の場合》 ○ 他の扶養義務者の扶養していない旨の申立書	・ 任意の用紙に作成 （例）母認定⇒父、兄弟姉妹が作成
《別居している場合》 ○ 送金に関する申立書	・ 様式第 2-17 号 ・ 配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書（様式第 2-12）』でも可
《同居を要件とする方の場合》 ○ 住民票	・ 組合員と被扶養者が別世帯となっている場合、それぞれ必要です。
《給与・工賃等の収入がある方》 ○ 給与支給証明書	・ 様式第 2-15 号又は様式第 2-16 号 （認定日から向こう 1 年分の全ての給与等の見込み、社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの）
《事業所得、不動産所得等がある方》 ○ 確定申告書及び収入内訳書等	・ 税務署の受理日があるもの ・ インターネットで申告した場合は受付結果等の受信通知を添付
《公的・個人年金を受給している方》 ○ 最新の年金額が確認できるもの	（例）年金改定通知書、年金振込通知書等

《公的・個人年金を受給していない方（60歳以上の方に限る。）》 ○ 年金等を受給していない旨の申立書	・ 任意の用紙に作成（宛名（公立学校共済組合高知支部長）日付、組合員証番号、被扶養者氏名、押印必須）
前に職のあった者は、 ○ 雇用保険の適用が<u>無い</u>場合－元勤務先の離職証明書（雇用保険が無い旨が明記されているもの） ○ 雇用保険の適用が<u>有る</u>場合－雇用保険受給資格者証の表裏の写し ○ 雇用保険の適用が<u>有るが受給をしない</u>場合－離職票 1、2 の写し及び雇用保険を受給しない旨の申立書	・ 雇用保険受給資格者証は両面に印字がされたものがが必要です。基本日額、給付制限期間等が印字された時点で提出していただいて構いませんが、この場合、後で（第 3 面）欄に給付制限期間等が印字されたものを提出していただきます。

※ 戸籍謄（抄）本、住民票及び市町村長の所得証明書の写しを提出する場合は原本証明必須（その他の書類の写しへは原則として原本証明不要。ただし、当共済組合において原本証明が必要と判断する書類については別途依頼します。）

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがありますのでご了承ください

【その他、被扶養者認定の必要書類等】

- 被扶養者として認定申請する者に配偶者があり、その配偶者が被扶養者として認定されていない場合は、その者の所得及び年金に関する書類
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者並びに当該配偶者の父母及び子の場合は、当該事実を証明する書類（媒酌人の証明書又は所属所長の証明書）及び当該配偶者との続柄を明らかにする書類等

ウ 一般認定から特別認定への認定種別切替

必 須 提 出 書 類	備 考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	・ 様式第 2-9 号
○ 扶養理由説明書	・ 様式第 2-11 号（配偶者の場合は不要）
○ 市区町村長発行の最新の所得証明書 （発行から 3 ヶ月以内のもの）	・ 義務教育終了前の内容しか発行されない場合は不要 ・ 父母の種別切替の場合は父母ともに必要
被扶養者が該当する書類を提出してください	備 考
《子の種別切替をする場合で組合員の配偶者が被扶養者でないとき》 ○ 組合員の配偶者の所得証明書	・ 組合員の配偶者が公立学校共済組合員の場合、申告書の余白部分に勤務先及び氏名を明記（添付書類は不要） ・ 配偶者を有さないときは余白にその旨を記載し、添付不要
《被扶養者の 22 歳到達または組合員がフルタイム再任用職員となったことに伴う種別切替をする場合以外のとき》 ○ 扶養手当の支給終了月が確認できる書類の写し	・ (例) 扶養親族届
《別居している場合》 ○ 送金に関する申立書	・ 様式第 2-17 号 ・ 配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書（様式第 2-12）』でも可
《給与・工賃等の収入がある方》 ○ 給与支給証明書	・ 様式第 2-15 号 ・ 事実発生日（種別切替日）から過去 1 年分及び向こう 1 年分の全ての給与等、 <u>社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの</u>
《事業所得、不動産所得等がある方》 ○ 確定申告書及び収入内訳書等	・ 税務署の受理日があるもの ・ インターネットで申告した場合は受付結果等の受信通知を添付
《公的・個人年金を受給している方》 ○ 最新の年金額が確認できるもの	(例) 年金改定通知書、年金振込通知書等
《公的・個人年金を受給していない方（60 歳以上の方に限る。）》 ○ 年金等を受給していない旨の申立書	・ 任意の用紙に作成（宛名（公立学校共済組合高知支部長）日付、組合員証番号、被扶養者氏名、押印必須）

※ 市区町村長発行の所得証明書の写しを提出する場合は原本証明必須（その他の書類の写しへは原則として原本証明不要。ただし、当共済組合において原本証明が必要と判断する書類については別途依頼します。）

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。

エ 特別認定から一般認定への認定種別切替

必 須 提 出 書 類	備 考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	・ 様式第 2-9 号
○ 扶養手当の支給開始月が確認できる書類の写し	(例) 扶養親族届

【被扶養者認定時の個人番号（マイナンバー）の提出方法等】

被扶養者の個人番号提出書類

個人番号の提出書類	根 拠
『個人番号記入様式（被扶養者用）』 ※対象となる被扶養者の本人確認（番号確認及び身元確認）は、組合員が実施することとなるため、所属所で番号確認等は実施しないでください。	・ 地方公務員等共済組合法施行規程第 94 条 ・ 番号法第 14 条、16 条

被扶養者の個人番号提出方法

- 手順 1 : 組合員が個人番号記入様式（被扶養者用）を作成し、任意の封筒に入れ、封筒の表に「**マイナンバー在中**」と記入し、**封をしてください。**
- 手順 2 : 手順 1 の封筒を被扶養者認定申告書に**ホッチキス止めしてください。**
- 手順 3 : 手順 2 の書類とその他の被扶養者認定に必要な書類と併せて当共済組合へ提出してください。
- ※当共済組合への送付方法について、指定はありませんが、情報漏えいのリスクや安全性にご配慮願います。

被扶養者の個人番号提出時の留意事項

- 個人番号の提出書類は共済組合で内容を確認しますので、所属所において封入物の確認は行わないでください。また、封がされていない場合は、必ず封をしてください。
- 個人番号の提出書類は所属所で控え（写し等）を残さないでください。
- 個人番号の提出書類が封入された封筒の表に『マイナンバー在中』と記載がない場合は記入するよう組合員へご指導ください。
- 個人番号の提出書類が封入された封筒は被扶養者認定申告書に必ずホッチキス止めし、外れないようにして提出してください。
- 組合員の資格取得及び被扶養者の認定を同時に行う場合は個人番号に係る提出書類を同一の封筒に封入していただいても構いません。

個人番号（マイナンバー）の利用目的及び番号確認書類の交付等については組合員と同様です。

⑦ 被扶養者の認定取消

被扶養者として認定を受けていた者が、被扶養者の要件を欠くに至ったときは、遅滞なく被扶養者認定（種別切替）・取消申告書に被扶養者証及び必要書類を添えて提出してください。

取消日以後に給付（診療を受ける等）を受けていた場合は、後日一括で返還していただくことになりますので、速やかに取消の申告を行ってください。

ア 認定取消時の提出書類

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	○ 様式第 2-9 号
○ 被扶養者証等	○ 共済組合が発行した全ての証
○ 要件を欠くに至った年月日及びその理由がわかるもの	（例） 就職・・・就職証明書（健康保険の加入の有無や給与月額等の被扶養者要件を欠いていることがわかるもの） 又は健康保険証の写し 年金増額改定による取消・・・年金改定通知書の写し （受領日が記入されたもの）

イ 被扶養者の要件を欠くに至ったときの例

a 認定基準額を超過したとき

- 収入が年額 130 万円（障害年金受給者及び 60 歳以上の公的年金受給者の場合は年額 180 万円）を超えた場合（超えることが見込まれる場合を含む。）
- アルバイト・パート等の給与が予め 108,334 円以上と見込まれている場合
- アルバイト・パート等の給与が不定で、108,334 円以上を 3 ヶ月連続して超えた場合
- 日額 3,612 円（障害年金受給者及び 60 歳以上の公的年金受給者の場合は 5,000 円）以上の雇用保険を受給しはじめたとき

※年金と給与収入など、複数の収入がある場合は所得形態に応じて年額・月額・日額で判断します。

b 就職、結婚、又は死亡したとき

c 他の健康保険の被保険者となったとき（所得が認定基準額未満でも取消になります。）

d 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

e 同居が要件となっている被扶養者が別居したとき

f 主として組合員の収入により生計を維持されなくなったとき

g 国内居住要件を満たさなくなった（住民票がなくなった）とき（国内居住要件の例外を除く。）

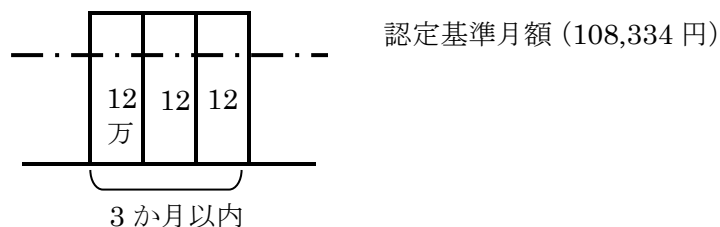
【取消日について】

- 年金受給者である被扶養者について、年金改定により改定後の年金額が認定基準額を超える場合の取消日は、年金受給者が改定通知書等を受領した日とします。
- 離婚による被扶養配偶者の取消日は、協議離婚の場合は離婚の届出を行った翌日、調停離婚の場合は、調停成立の日の翌日とします。
- 事業所得のある被扶養者が確定申告を行ったところ、事業所得が所得限度額を超えていることが判明したときの取消日は、確定申告を行った日とし、「確定申告書（控）」の写し及び収支内訳書の写し（税務署の受理印のあるもの）をもって確認します。なお、税務署の受理日が確認できない場合は確定申告受付期間の初日が取消日となります。

⑧ アルバイト等により収入がある場合の被扶養者認定・認定取消についての参考事例

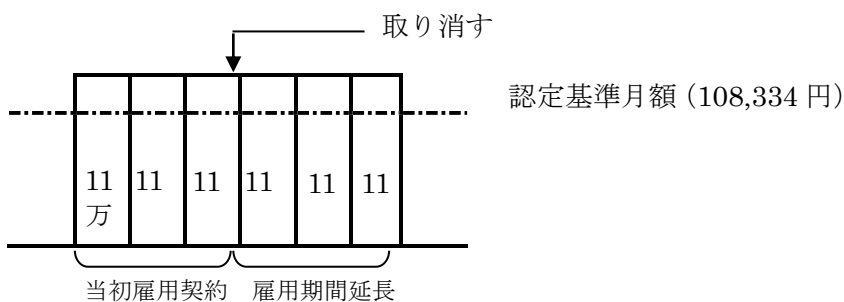
(事例1) 雇用期間は3か月間で、月額12万円の場合

収入月額が認定基準額以上であるが、雇用期間が3か月以内であるため、恒常的な収入とみなせないと解し、社会保険の適用がない限り、雇用期間中でも認定を取り消す必要はありません。



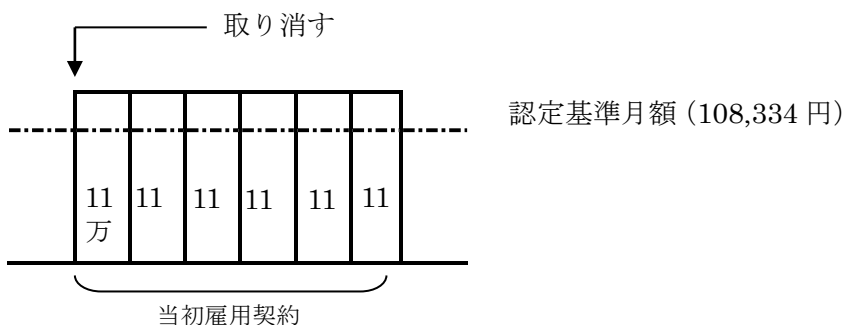
(事例2) 月額11万円の賃金で、当初3か月の雇用契約があったが、さらに3か月の契約更新があった場合

当初の雇用契約のときに更新されることが予期できずに3か月を超えることとなったため、更新の時点(4か月目に入ったとき)で認定を取り消すことになります。



(事例3) 月額11万円の賃金で、6か月間の雇用の場合

雇用期間が3か月以上で、その収入月額が認定基準額以上であるため、雇用の日から認定を取り消すことになります。



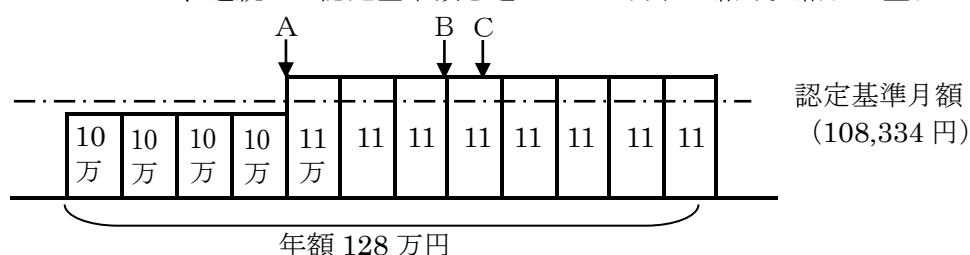
(事例4) 雇用期間の定めはなく当初の4か月は賃金10万円(認定基準額内)であったが、5か月目から賃金が11万円になった場合

* 年収(就職月から向こう12か月間の収入)は130万円を超えませんが、5か月目から認定基準額以上の収入が恒常的(3か月以上継続する期間)にありますので、認定を取り消すことになります。ただし、5か月目以降の収入があらかじめ見込んでいたか、いなかったかにより、取り消し日が異なります。

A: 収入が見込んでいた場合…認定基準額を超えた月の初日に取り消します。

B: 収入が見込めず、給与支給日が当月の場合…3か月連続して認定基準額を超えた月の翌月の初日に取り消します。

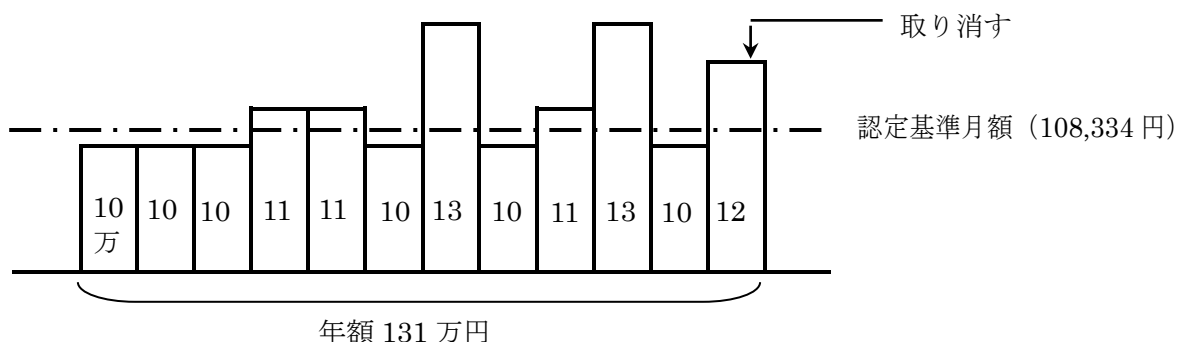
C: 収入が見込めず、給与支給日が翌月の場合…支給額が翌月でないとわからないため、連続して認定基準額を超えた3か月目の給与支給日の翌日に取り消します。



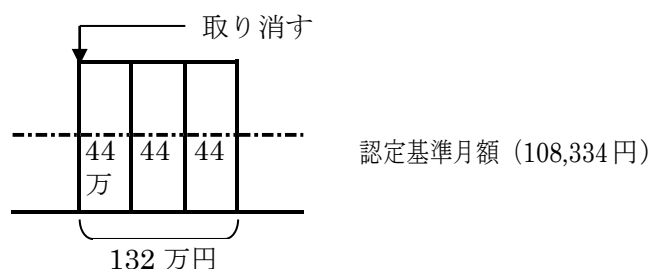
(事例5) 雇用期間の定めはなく、月々の賃金が一定しておらず変動のある場合(認定基準額を超えたり超えなかったりする場合)

就職月から向こう12か月を1年と考え、累計が130万円を超えた月の給与支給日から認定を取り消すことになります。

※ ただし、3か月連続して認定基準額を超えたときには(事例4)のB又はCと同様。



(事例6) 雇用期間が3か月以下で、その収入の総額が年額の基準額を超えている場合雇用の日から、認定を取り消すことになります。



⑨その他

ア 後期高齢者医療制度について

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が施行されました。これにより、75 歳以上の者及び 65 歳以上で広域連合の障害認定を受けた者は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

公立学校共済組合の被扶養者としての資格は、後期高齢者医療制度の被保険者になったその日から喪失しますので、被扶養者証（高齢受給者証等、共済組合が交付している証を含む。）を返納してください。

なお、資格喪失日以降に公立学校共済組合の被扶養者証を使用すると、医療費等の戻入が生じる場合がありますので、資格喪失日以降に被扶養者証を使用しないようご注意ください。

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書	○ 様式第 2-9 号
○ 被扶養者証等 ○ 高齢受給者証	○ 共済組合が交付した全ての証

イ 高齢受給者証について

平成 14 年 10 月以降に 70 歳の誕生日を迎える方は、誕生日の属する月の翌月（誕生日が 1 日の場合はその月）から後期高齢者医療制度の被保険者となるまでの間は、「高齢受給者」に当該します。高齢受給者に該当する被扶養者には、誕生月（誕生日が 1 日の場合は前月）の下旬頃「高齢受給者証」を交付しますので、医療機関にかかる場合は被扶養者証に高齢受給者証を添えて窓口に提示してください。

有効期限に達したとき、または被扶養者でなくなったときは、速やかに共済組合へ返納してください。

⑩ 被扶養者の資格確認（検認）について

被扶養者の資格確認（以下「検認」という。）を毎年実施しています。検認は、認定を受けた被扶養者がその後も引き続き認定要件を備えているかを各種証明書類（所得証明書、給与支給証明書、年金振込通知書等）により確認するものです。対象者や提出書類等の詳細については各所属所に通知します。

なお、検認にかかわらず、被扶養者が要件を欠くことになった場合は速やかに認定取消の手続きを行ってください。

(3) 国民年金第3号被保険者

共済組合員の配偶者で被扶養者と認定された者のうち、20歳以上60歳未満の者は国民年金第3号被保険者となりますが、この資格の取得に係る届出は、共済組合が代行して年金事務所へ届出ます。

また、保険料については、共済組合が拠出金という形で負担しますので、保険料を納める必要はありません。

①国民年金第3号被保険者に係る届出

ア 届出の種類

- a 資格取得
- b 資格喪失（死亡、収入超過、離婚の場合のみ）
- c 氏名・生年月日・性別変更（変更又は訂正）
- d 住所変更（組合員とともに住所が変わった場合も含む。）

イ 届出（提出）方法

共済組合の被扶養者として認定されたとき、取消となったとき（死亡、収入超過および離婚の場合のみ）又は共済組合へ住所変更の申告があったときに、共済組合から該当届書を送付しますので、必要事項を記入し、共済組合へ提出してください。

《資格喪失の参考事例》

（事例1）国民年金第3号被保険者が就職して勤務先で厚生年金等に参加し第2号被保険者になると、**自動的に**国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。共済組合へは被扶養者の認定取消の申告を行ってください。

（事例2）国民年金第3号被保険者が雇用保険を受給することになり、その金額が認定基準額を超過する場合は、共済組合へ認定取消の申告が必要です。また、認定取消と同時に国民年金第3号被保険者の資格も喪失しますので、共済組合へ「被扶養配偶者非該当届」の提出が必要です。なお、市町村役場で国民年金関係の手続き（第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出）が必要となります。この手続きは共済組合が代行して行うものではありませんので、各自で行ってください。

②国民年金の被保険者の種類

国民年金の被保険者は職業等により次の3つに分けられます。

- a 第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業者や農業従事者、学生など（次の第2号、第3号被保険者に該当しない人）
- b 第2号被保険者：共済組合の組合員や厚生年金の被保険者
- c 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（被扶養配偶者という。）

【 根 拠 法 規 】

◎ 地方公務員等共済組合法

(定義)

第2条

2 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものをいう。

イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹兄弟

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

(被扶養者に係る届出及び短期給付)

第55条 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

1 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

2 被扶養者がその要件を欠くに至ったこと。

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となった日から、組合員に前項第1号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第2号を除く。）の規定による届出がその組合員となった日又はその事実の生じた日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

◎ 地方公務員等共済組合法施行規程

(被扶養者)

第2条の2 法第2条第1項第2号に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民指定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは障害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの
 - 2 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの
- 2 法第2条第1項第2号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 1 外国において留学をする学生
 - 2 外国に赴任する組合員に同行する者
 - 3 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - 4 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であつて、第2号に掲げる者と同等と認められるもの
 - 5 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(被扶養者の申告)

第94条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項（第4号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。）を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りでない。

- 1 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号
- 2 被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額、住所及び個人番号並びにその者と組合員との身分関係
- 3 被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由
- 4 被扶養者の要件を備える者が第2条の2第2項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨
- 5 その他必要な事項

(組合員証の検認等)

第97条 組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

- 2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。
- 4 第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

◎ 地方公務員等共済組合法運用方針

地方公務員等共済組合法第 2 条関係

施行令第 2 条第 5 号

- 1 第 2 条第 5 号に規定する「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて 12 月を超えるに至った者」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 12 月を超えるに至った者とする。
- 2 1 の 18 日には、次に掲げる日を含むものとする。
 - (1) 施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する休職又は停職の処分により現実に職務をとることを要しない期間に属する日（任命権者又はその委任を受けた者が当該処分に係る事由がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）
 - (2) 施行第 2 条第 1 項第 4 号に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間に属する日（任命権者又はその委任を受けた者が当該育児休業に係る請求がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による部分休業（同項に規定する部分休業をいう。）その他これに準ずる事由により勤務しない時間を勤務したものとみなした場合にその日の勤務した時間が常勤職員について定められている勤務時間以上となる日
 - (4) 人事院規則 15～15 第 3 条及び第 4 条の規定に相当する人事委員会規則等の規定により休暇を与えられた日
 - (5) (1)から(4)までに掲げる日に準ずる日

第 1 項第 2 号

- 1 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、これを被扶養者として取り扱わない。
- 2 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。
 - (1) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 11 条第 1 項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
 - (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
 - (3) 年額 130 万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下第 2 条関係において「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であってその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額 180 万円以上の所得がある者とする。
- 3 2 の (3) の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従って、過去において 2 の (3) に定める金額以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。
- 4 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、18 歳未満の者、60 歳以上の者、一般職給与法第 11 条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者、学校教育

法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学生（同法第 44 条、第 45 条、第 54 条及び第 54 条の 2 に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号又は第 34 号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者であっても 2 の（1）から（3）までに該当することが明らかなものは、被扶養者には該当しない。

- 5 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護婦のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。